

定 款

改定	昭和56年12月5日
改定	昭和59年8月21日
改定	昭和62年12月1日
改定	平成元年12月5日
改定	平成3年12月3日
改定	平成4年12月4日
改定	平成6年6月28日
改定	平成7年6月29日
改定	平成8年6月26日
改定	平成9年6月27日
改定	平成10年6月26日
改定	平成11年6月29日
改定	平成13年6月28日
改定	平成14年6月27日
改定	平成15年6月27日
改定	平成16年6月29日
改定	平成18年6月29日
改定	平成21年1月5日
改定	平成21年6月26日
改定	平成22年6月29日
改定	平成25年4月1日
改定	平成25年6月27日
改定	平成27年6月26日
改定	令和4年6月29日

株式会社 ム サ シ 定 款

第 1 章 総則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ムサシと称し、英文では
M U S A S H I C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- 1 下記各号の物品の製造、加工、買取、販売並びに輸出入
 - (1)事務処理、データ処理に関する機械・器具及び材料
 - (2)マイクロ写真、画像情報処理に関する機械・器具及び材料
 - (3)印刷、製版、製本、紙工に関する機械・器具及び材料
 - (4)貨幣処理機器、自動販売機、自動サービス用機器及び材料
 - (5)選挙に関する機械・器具及び材料
 - (6)光学機械・器具・材料及び工業用薬品
 - (7)各種業務用省力化・合理化に関する機械・器具及び材料
 - (8)和洋紙、板紙、セロファン、紙製品及び製紙原料
 - (9)合成樹脂及び同加工品
 - (10)紙加工品及び印刷物
 - (11)電子計算機、ソフトウェア及び材料
- 2 前記各号の賃貸並びに設備に関する請負
- 3 各種情報処理技術の開発並びに販売

- 4 各種情報処理並びに計算処理業務の請負
- 5 電子計算機を利用した情報通信システムの管理並びにその運営
- 6 不動産の売買、賃貸、仲介、管理並びに鑑定業務
- 7 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 8 電子計算機、その周辺機器、計数機器、事務用機器、光学機器、選挙に関する機械・器具・材料、印刷機器、自動車のリース及びレンタル事業
- 9 倉庫業
- 10 煙草製品、その材料、食料品の販売並びに輸出入
- 11 工業所有権等の無体財産権、ノウハウその他ソフトウェアの企画、取得、貸与並びに販売
- 12 労働者派遣事業
- 13 前記各項に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ

を得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、28,920,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者及び議長)

第 14 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容で

ある情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 16 条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として株主総会においてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(選任)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役名誉会長を選定することができる。

3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役、取締役顧問を選定することができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第22条 取締役会は、その決議により、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長が招集し、その議長となる。

2 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序

により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 当社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執

行取締役等である者を除く。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任)

第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前ま

でに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 当社の監査役会の運営については、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて配当することができる。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として
中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経
過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を
免れる。

(附則)

1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。